

## 第 6 章 総合的な評価

## 第6章 総合的な評価

本調査では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、悪臭、騒音、振動の4項目の環境要素を対象に、計画段階での環境保全措置も勘案して調査、予測及び評価を行った。各環境要素の評価の結果の概要は、表 6-1(1)、(2)に示すとおりである。

本事業における予測結果から、本事業において計画している環境保全措置を講ずることにより、本事業は総合的にみて評価基準を達成維持することが可能であることから、環境保全上支障のないものであると評価する。

さらに、環境保全に万全を期し、発生源監視及び環境影響監視を行うことにより、環境保全措置の効果を確認していくが、万一、環境保全上支障を来すことがある場合には速やかに、かつ適切な措置を講ずるものである。

表 6-1(1) 環境影響評価の結果

調査事項	環境影響評価の結果
大気質	<p>①煙突排ガスの排出</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「排出ガスは、法の基準値と同等またはそれよりも厳しい値を公害防止基準とし、この値を満足させて排出する。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標等との整合性が図られているかの評価</p> <p>&lt;長期平均濃度の評価&gt;</p> <p>煙突排ガスの排出による大気質の長期平均濃度の最大着地濃度予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の年間2%除外値は0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.036mg/m<sup>3</sup>、水銀の年平均値は0.004201μgHg/m<sup>3</sup>、ダイオキシン類の年平均値は0.013071pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>&lt;短期高濃度の評価&gt;</p> <p>煙突排ガスの排出による大気質の短期高濃度の予測結果は、二酸化硫黄が0.0806ppm、二酸化窒素が0.0797ppm、浮遊粒子状物質が0.1486mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が0.0126ppmであり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>②廃棄物運搬車両の走行</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「廃棄物運搬車両が一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行う。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標等との整合性が図られているかの評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値は0.022～0.023ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.033～0.039mg/m<sup>3</sup>であり、いずれも整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>
悪臭	<p>①煙突排ガスの排出及び施設からの悪臭の漏洩</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げ、臭気の漏えいを防止する。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標との整合性が図られているかの評価</p> <p>&lt;煙突排ガスの排出による影響&gt;</p> <p>煙突排ガスの排出による臭気指数の最大着地濃度の予測結果は、10未満であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>&lt;施設からの悪臭の漏洩による影響&gt;</p> <p>施設からの悪臭の漏洩による特定悪臭物質及び臭気指数は基準値以下となり、周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度になるものと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>

表 6-1(2) 環境影響評価の結果

調査事項	環境影響評価の結果
騒音	<p>①施設の稼働</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「騒音が発生する機械設備は、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部にもれないようにする。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標等との整合性が図られているかの評価</p> <p>施設の稼働による騒音の予測結果の最大値は、計画地の南東側で昼間が50デシベル、夜間が48デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>②廃棄物運搬車両の走行</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「廃棄物運搬車両が一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行う。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標等との整合性が図られているかの評価</p> <p>廃棄物運搬車両等の走行による道路交通騒音の予測結果は、63.2～72.3デシベルであり、地点3（市道千葉臨海線）については基準値（環境基準）を下回り、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。地点1（市道高洲中央港線）及び地点2（市道新港穴川線）については環境基準を超過するものの、すでに現況において環境基準を超過している。廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は、0.2～0.3デシベル程度であり、現況に及ぼす影響は少ないと予測する。したがって、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>
振動	<p>①施設の稼働</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「著しい振動を発生する機器類は、振動の伝搬を緩和させるため、防振架台、防振ゴム等を設ける。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標等との整合性が図られているかの評価</p> <p>施設の稼働による振動の予測結果の最大値は、昼間、夜間ともに計画地の北東側において57デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>②廃棄物運搬車両の走行</p> <p>○人の健康及び環境への影響の回避・低減が実行可能な範囲内で最大限図られているかの評価</p> <p>環境保全措置の実施方法等について検討した結果、「廃棄物運搬車両が一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行う。」等の環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。</p> <p>○基準・目標等との整合性が図られているかの評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による道路交通振動の予測結果のうち、予測振動レベルが最大となる時間帯における予測振動レベルは45.7～53.3デシベルであり、いずれの地点も整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>